

## 趣旨

第1条 この要綱は、市民参加型竹林管理モデル実証事業を実施するにあたり、北九州市補助金等交付規則(昭和41年北九州市規則第27号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## 目的

第2条 この事業は、市内で拡大している管理が十分になされていない竹林を管理された竹林に転換し維持保全していくため、竹林を伐採して整備し、かつその竹林又は伐採した竹を利活用する活動に対し補助金を交付することにより、多様な市民が竹林管理へ参画する機会を創出することを目的とする。

## 補助対象事業

第3条 補助金の交付対象となる事業は、管理が十分になされていない竹林(ただし、面積が0.1ヘクタール以上0.5ヘクタール以下かつ竹密度が0.1ヘクタール当たり400本以上であって北九州市内に所在するものに限る。)を伐採して整備し、かつその竹林又は伐採した竹材を利活用する取組であって、他の公的団体から補助金の交付を受けていないものとする。

## 事業の主体

第4条 事業の主体は、次の各号のいずれにも該当する個人又は団体に限るものとする。

- (1) 自らが事業主体となること
- (2) 企画した事業等を完了するまで責任を持って遂行できること
- (3) 竹林管理のサイクルにおいて、将来的に経済性等を確保し、自主運営につなげるよう検討していること
- (4) 当事業において、活動内容の公表に異議がないこと
- (5) 特定の政党若しくは宗教又は公選の選挙の候補者の支持に関係ある団体でないこと
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)でないこと
- (7) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が役員となっている団体でないこと
- (8) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者が役員となっている団体でないこと
- (5) 本事業を連続して3年以上、実施している団体でないこと

## 事業の申請

第5条 補助金の交付を受けようとする主体は、次の各号に掲げる書類を市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 申請者概要書(第2号様式)
- (3) 事業計画書(第3号様式)
- (4) 収支予算計画書(第4号様式)
- (5) 竹林を借り受けて事業を実施しようとするときは、当該竹林の所有者の同意書
- (6) その他市長が必要と認める書類

補助金の交付を受けようとする主体は、前項第1号に定める補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

## 事業の審査等

第6条 市長は、事業の選考のため審査を実施し、補助金を交付する事業及びその金額を決定したときは、その旨を補助金交付決定通知書(第5号様式)により申請のあった主体に通知するものとする。

- 2 前項の審査は、次の各号に掲げる事項を基準に行うものとする。
  - (1) 北九州市の竹林を活用し、放置竹林対策として効果が認められるもの
  - (2) 事業年度内に事業報告及び事業収支決算報告を行うことができるもの
  - (3) 経済性及び独創性があり、次年度以降の継続性が期待できるもの

**補助金の交付額**

- 第7条 一の事業に対する補助金の交付額は、別表により算出するものとし、200万円を上限とする。
- 2 一年度当たりの補助金の交付総額は、当該年度の予算に定める範囲内とする。

**補助の取り消し等**

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができ、補助金取消決定通知書(第5-2号様式)により、通知するものとする。
- (1) 第4条に定める事業の主体に該当しなくなったとき
- (2) 補助対象事業の全部又は一部を遂行できなくなったとき
- (3) 本事業の目的に沿わなくなったとき
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき
- (5) その他市長が適当でないと認めるとき
- 2 市長は補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書(第5-3号様式)により、期日を定めてその返還を命じなければならない。
- 3 事業の主体は補助金の返還を命じられたときは、別に定める日までに市長へ返還しなければならない。

**実績報告**

- 第9条 事業の主体は、事業が完了したときは、20日以内に次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- (1) 実績報告書(第6号様式)
- (2) 活動実績書(第7号様式)
- (3) 収支決算書(第8号様式)
- (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 第5条第2項ただし書に該当した事業の主体は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して、補助金減額報告書(第9号様式)により、報告しなければならない。

**補助金の額の確定**

- 第10条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合は、関係書類を審査又は必要に応じて現場の確認検査等を行い、補助金の額を確定するものとする。
- 2 市長は前項の規定により、補助金の額を決定したときは、速やかに補助金交付確定通知書(第10号様式)により通知する。

**その他**

- 第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、産業経済局長が別に定める。